

鹿水給第 414 号
平成23年1月25日

指定工事事業者 各位

鹿 児 島 市 水 道 局
給 排 水 設 備 課 長
(公 印 省 略)

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式（普通式）の導入について（通知）

平素より、本市上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同住宅の各戸検針及び各戸徴収につきましては、「遠隔式」として水道局と契約されたお客さまを対象に行っておりますが、平成23年4月から一戸建て住宅と同じように、共同住宅の各戸にメーターを設置し、各戸メーターの検針及び料金等の徴収を行う「普通式」を導入します。

なお、新築の共同住宅のほか、既存の共同住宅でも「普通式」への変更が可能ですが、それぞれ適用条件を定めておりますので、詳しくは給排水設備課又は営業課へお問合せください。

問い合わせ先

〈工事・給水負担金に関すること〉

給排水設備課

工事受付係 TEL 099-213-8521

南部審査係 TEL 099-213-8523

北部審査係 TEL 099-213-8524

〈契約・検針・徴収に関すること〉

営 業 課

南部調定係 TEL 099-213-8514

北部調定係 TEL 099-213-8515

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収方式（普通式）の概要については、各指定工事事業者様の棚に入れてありますので、各自お取りください。